

会社法における「子会社」「親会社」の意義について

Definitions of Subsidiary Company and Parent Company in Companies Act

石 山 卓 磨

I はじめに

会社法が施行された平成18年5月1日以前の商法では、子会社に関し、「他の株式会社の総株主の議決権の過半数または他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する会社（以下親会社と称す）の株式は、左の場合を除くその他、その株式会社または有限会社（以下子会社と称す）これを取得することを得ず」（改正前商法211条ノ2第1項）と規定していた。すなわち、親子会社の判断基準としては、「総株主の議決権の過半数」という形式基準のみを採用し、かつ株式会社と有限会社のみが親会社・子会社に該当すると定めていた。しかし、議決権の過半数未満の保有によっても実質的に会社を支配することは可能であるし、また、組合など株式会社・有限会社以外の組織形態を利用しても子会社による親会社株式の取得禁止規制（会社法（以下、「会」と略記する）135条）を潜脱することは可能である。一方、子会社には外国子会社も含まれるかという問題もあったことから、会社法はあらたな親子会社の意義規定を設けるにいった。これは、①親子会社の認定基準として「経営を支配している」という実質的基準を採用するものであり、かつ、②親会社・子会社の対象を株式会社や従来の有限会社（会社法では存在しない）に限定していない点で、従来の立法と異なっている。

なお、会社以外の者が法人の経営を支配していたり、自然人が株式会社の経営を支配している場合もあることから、これらを包含する趣旨で、会社法では「子会社等」「親会社等」の概念も規定されている。

会社法上、子会社あるいは親会社に関係する規定としては、社外取締役・社外監査役の資格要件（会2条15号16号）、株主等の権利の行使に関する利益供与の禁止（会120条3項）、株主名簿の備置き・閲覧等（会125条4項）、子会社による親会社株式の取得禁止（会135条）、子会社からの株式の取得（163条）、子会社からなる企業集団の業務の適正（会362条4項6号）、親会社株主の子会社に対する会計帳簿閲覧請求権（会433条3項）などがある。

本稿では、これらの各種法規制の前提である子会社・親会社の概念について概説し、授業の基礎資料にかえたいと思う。

II 「子会社」の意義

1 総説

会社法は、子会社の意義につき、「会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう」（会2条3号）と定義づけている。これは、親を主体として、親である会社からみた子会社の範囲を定める規定であり、結局、「子会社」とは、「会社」によってその経営を支配されている「法人」ということになる。この定義規定を分かりやすく記せば、子会社（＝A）とは、『①会社（＝B）がその（＝A）総株主の議決権の過半数を有する〔ところの〕株式会社（＝A）〔形式基準〕、②その他の当該会社（＝B）がその（＝A）経営を支配している〔ところの〕法人（＝A）として法務省令で定めるもの（＝A）〔実質基準〕』ということになる。

2 支配する「会社」の意義

「子会社」とは、「会社」によりその経営を支配されているものであり、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社をいう（会2条1号）。これ以外のもの（外国会社等）により経営を支配されていても、それは会社法という子会社にはあたらない。

3 「経営を支配している」の意義

会社が「経営を支配している」とは、会社が他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」のことをいうのであるが（会社法施行規則（以下、「会規」と略記する）3条1項）、これに該当する場合とは、以下の（1）～（3）の場合をいう。ただし、財務上または事業上の関係からみて他の会社等の財務または事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合は除かれる（同3項本文かつこ書）。

- （1） 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く）の議決権の総数に対する自己（その子会社および子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう）を含む）の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合。

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

- ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- (2) 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が100分の40以上である場合（(1)に掲げる場合を除く）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう）の割合が100分の50を超えていること。
 - 1) 自己の計算において所有している議決権
 - 2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - 3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る）の数の割合が100分の50を超えていること。
 - 1) 自己の役員
 - 2) 自己の業務を執行する社員
 - 3) 自己の使用人
 - 4) 1) から3) までに掲げる者であった者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む）の割合が100分の50を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- (3) 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が100分の50を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前(2)に掲げる場合を除く）であって、前(2)ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 議決権数の割合の算定

他の会社等の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権総数の割

合を算定するにあたっての議決権制限株式（会108条1項3号）の扱いに関しては、役員等（会計監査人を除く）の選任および定款変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使できない種類の株式の数は分子・分母から除外されると解されている（会規67条類推適用）^(注1)。この種の株式は実質的経営支配権をとみなさないからである。他方、相互保有株式の数は、親会社・子会社関係を決する議決権数を算定するうえで、議決権があるものとみなされ、分母・分子からは除外されない^(注2)。

5 法務省令で定めるもの

子会社とは、結局、法務省令が定めるものをいうのであって（会2条3号）、これには、前述のとおり、「会社」により「その経営を支配されているもの」、すなわち「その財務及び事業の方針の決定が支配されている会社等」が該当する（会規3条1項）。したがって、子会社は株式会社に限らない。

この場合の「会社等」とは、会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体となる（会規2条3項2号）。

なお、①特別目的会社^(注3)が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、②当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社には該当しないものと推定される（会規4条）。

6 子会社による親会社株式取得規制の特則

本来、親会社は「株式会社」を支配している会社等に限定されるため、子会社が株式会社でない場合には、当該子会社は親会社の株式を自由に取得できることになる。しかしこれでは、この取得を禁止する会社法135条1項が容易に潜脱されるため、子会社による親会社株式の取得禁止規制との関係では、株式会社でない子会社（外国子会社など）も株式会社とみなされている（会規3条4項）。したがって、持分会社・組合・外国会社・外国における組合に該当するものも、その経営を支配している株式会社の発行する株式を取得することはできない。

7 小括

会社が他の会社等の議決権の50%超を自己（その子会社または子法人等を含む）の計算において所有する場合は、当該他の会社等は当該会社の子会社になる。「自己の計算」とは、損益が自己に帰属することをいい、たとえば、A社の株式を名義上C社が所有していても、B社とC社との間で、A社の株式の損益はB社に帰属することが合意されていれば（C社はA社から受けた剰余金配当をB社に交付する等）、B社は自己の計算においてA社の株式を所有することになる。

また、会社（=A）が他の会社等（=B）の議決権の40%以上を自己の計算において所有し、かつ、当該他の会社等（=B）の取締役の過半数を自己（=A）の使用人

で占めている場合は、当該他の会社等（＝B）は、当該会社（＝A）の子会社になる（注4）。

III 「親会社」の意義

1 総説

会社法は、親会社の意義につき「株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう」（会2条4号）と定義づけている。すなわち、この規定は、子を主体として、子である株式会社から見た場合の親会社の範囲を定める規定であり、「親会社」とは、①株式会社を子会社とする会社、および、②その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの、となる。

2 法務省令で定めるもの

上記1②の法務省令で定めるものとは、「株式会社（＝子会社）の財務及び事業の方針の決定を支配している…当該会社等」をいう（会規3条2項）。この場合の「会社等」とは、会社（外国会社を含む）そして組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体が含まれるが（会規2条3項2号）、親会社は、あくまでも株式会社の経営を支配しているものでなければ該当しない。

IV 「完全子会社」「完全親会社」の意義

「完全子会社」とは、子会社のうち、ある株式会社（＝A）によってその発行済株式の全部を保有されている株式会社（＝B）をいう（会規218条の3第1項かつこ書）。また、ある株式会社（＝A）と当該ある株式会社（＝A）の完全子会社（＝B）とが、または、当該ある株式会社（＝A）の完全子会社（＝B）が、他の株式会社（＝C）の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社（＝C）は、ある株式会社（＝A）の（間接所有により）完全子会社とみなされる（同2項、みなし完全子会社）。

「完全親会社」とは、ある株式会社（＝A）が独自で、または、その完全子会社（＝B）の所有分とあわせて、他の株式会社（＝C）の発行済株式の全部を有する場合の当該ある株式会社（＝A）をいう。

完全子会社においては、議決権の総数所有が（子会社の議決権の全部を有するかが）問題となるのではなく、発行済株式の総数所有が要件となっており、子会社に少数株主がいるか否かが問題となる。

V 「子会社等」「親会社等」の意義

平成26年改正会社法は「親会社等」という定義を新設した。上記のとおり、「親会社」とは、株式会社の経営を支配している「会社等」をいい、この「会社等」以外の者が株式会社を支配していても（自然人である大株主など）親会社には該当しない。しかしこの「会社等」以外の者についても一定の規制を及ぼすことが必要と解されるので、同会社法は、①親会社と、②株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令で定めるもの、とを包含して、「親会社等」という概念規定を設けた（会2条4号の2、会規3条の2第2項3項）。

また同会社法は、①子会社と、②会社以外の者（外国会社など）が「その経営を支配している法人」として法務省令で定めるもの、とを包含して「子会社等」という概念も定めている（会2条3号の2）。この場合の「経営を支配している」とは、「他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している」ことを意味し（会規3条の2第1項）、その中身はほぼ上述Ⅱ3のとおりである。しかし、議決権の数の割合が100分の40以上である場合における、「他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が100分の50を超えていること」に関する自己所有等議決権数の合計数については、「自己（自然人である者に限る）の配偶者または2親等内の親族が所有している議決権」という要件が付加されている（会規3条の2第3項2号イ（4））。また、「他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超えていること」に関しては、「自己（自然人であるものに限る）」（同ロ（1））と「自己（自然人であるものに限る）の配偶者又は2親等内の親族」（同（6））という要件が付加されている。

VI 「完全子会社等」「完全親会社等」の意義

「完全子会社等」とは、ある株式会社により自己の株式または持分の全部を保有されている法人（株式会社に限らない）をいう（会847条の3第2項2号かっこ書）。

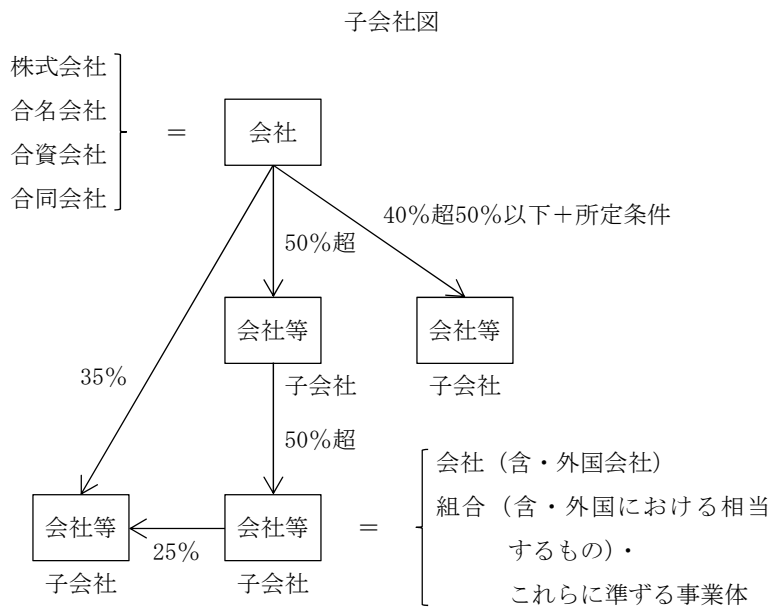
「完全親会社等」とは、当該株式会社（＝A）の、①完全親会社、および、②当該株式会社（＝A）の発行済株式の全部を、（i）他の株式会社（＝B）およびその完全子会社等（＝C）、または（ii）他の株式会社（＝B）の完全子会社等（＝C）が有している場合の、当該他の株式会社（＝B）をいう（同項）（完全親会社を除く）。

VII 「最終完全親会社等」の意義

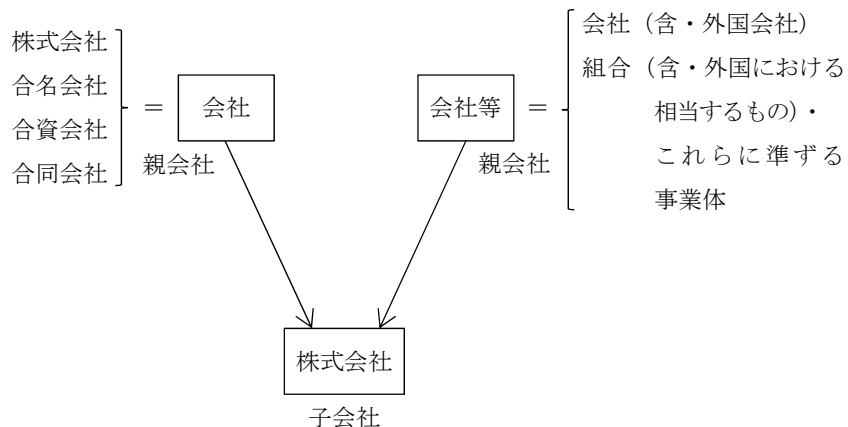
「最終完全親会社等」とは、当該株式会社の完全親会社等であって、さらに、その完全親会社等がないものをいう（同条第1項本文かつこ書）。

VIII むすび

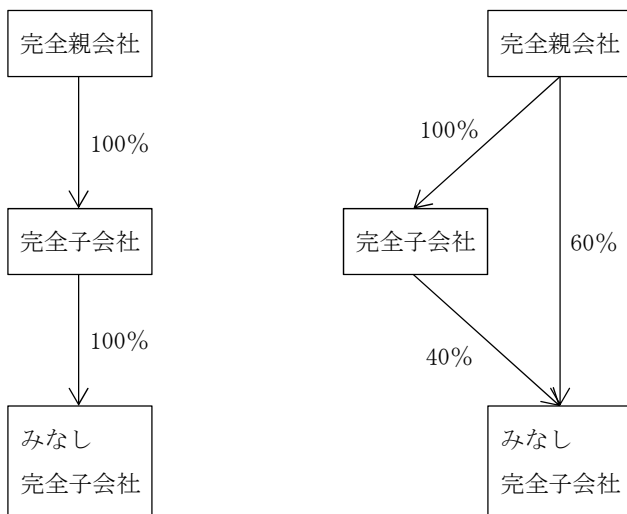
以上にみたとおり、会社法下における子会社・親会社関連の概念は、極めて複雑である。また、「子会社」であるためには、これを支配する事業体は「会社」でなければならない。「親会社」であるためには、支配される事業体は「株式会社」でなければならない。このように、両概念は非対象的に規定されていることも、理解を混乱させる一因となっている。本稿が理解の一助になれば幸いである。



親会社図



完全子会社・完全親会社図



(注1) 江頭憲治郎・株式会社法 (8版) 9頁 (有斐閣、2021年)。

(注2) さもないと、A社が議決権の4分の1超に相当するB社株式を取得した後は、B社が所有するA社株式に議決権がないため (会308条1項かつこ書)、たといB社がA社の議決権の過半数に相当する株式を取得してもB社はA社の親会社とならず、A社にB社の株式取得禁止規制 (会135条1項) が及ばない不都合が生じるからである (同上)。

(注3) 特別目的会社とは、資産の流動化に関する法律（SPC法）2条3項所定の特定目的会社および事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう（会社則4条本文かっこ書）。金融機関や事業会社などが資産の流動化や証券化を利用する目的で設立されており、資産の所有だけを目的とするのであって、利益を追求する事業活動はできない。

(注4) 田中 亘・会社法（3版）51頁（東京大学出版会、2021年）。

（いしやま たくま・大原大学院大学 会計研究科教授）